

認知症対応型共同生活介護における運営推進会議を活用した
自己評価及び外部評価について

令和 3 年 7 月 1 日
旭川市福祉保険部指導監査課

地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護については、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施することとされていますが、このうち認知症対応型共同生活介護以外のサービスについては、平成27年度から介護・医療連携推進会議又は運営推進会議において評価を受けることとされました。

この度の令和3年度介護報酬改定において、認知症対応型共同生活介護の外部評価については、従来の外部評価実施機関による評価と、運営推進会議を活用した評価のいずれかを選択して実施することができることとされたことから、運営推進会議を活用した評価の方法について次のとおり取りまとめましたので、事業運営の参考としてください。

4.(2)⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用

概要	【認知症対応型共同生活介護★】 ○ 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】
-----------	--

R3.1.13 諮問・答申済

基準	<p><現行> 自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表。</p> <p style="text-align: center;">➡</p> <p><改定後> 自らサービスの質の評価を行うとともに、 次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表。 i 外部の者による評価 ii 運営推進会議における評価</p>
-----------	--

事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症グループホーム	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護
運営推進会議	○	○	○	○	○	○	○
※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は介護・医療連携推進会議	6月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施	6月に1回以上開催	2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施	2月に1回以上開催 追加 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施	2月に1回以上開催	2月に1回以上開催	2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施
外部評価	— ※H27～介護・医療連携推進会議に統合	—	— ※H27～運営推進会議に統合	○ 都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価を受け、結果を公表	—	—	— ※H27～運営推進会議に統合

1 運営推進会議を活用した評価

外部評価機関によらず、運営推進会議において評価を行う場合は、次により実施してください。（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施について」（平成27年3月27日老振発0327第4号，老老発第0327第1号）（以下「評価実施通知」という。））

(1) 実施頻度

外部評価は、少なくとも年1回以上実施する必要があります。

(2) 目的等

ア 自己評価

事業所自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて、個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

イ 運営推進会議での評価

自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、市町村職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

運営推進会議の構成員には、利用者、利用家族、地域の代表者等も含まれることから、自己評価において明らかになった課題等について、様式の提示のみによらず、具体的な内容やその改善方法を明らかにした資料を提供するなど、構成員が評価に参加しやすい環境づくりに配慮してください。

ウ 公正中立な第三者の参加

運営推進会議における評価を行う場合は、市職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し校正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要です。

これらの者が、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付いただいた意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保してください。

(3) 様式等

自己評価及び運営推進会議を活用した評価は、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこととします。

なお、評価実施通知の3において、評価に係る項目の参考例が示されていますので、実施に当たっての参考としてください。

(4) 結果の公表

運営推進会議を活用した評価の結果は、公表しなければなりません。

評価実施通知の3に掲げる評価項目の参考例に基づき評価を行う場合は、別紙2の

2（自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール）を公表してください。

(5) 外部評価機関の評価との関係

運営推進会議又は外部評価機関の評価を受けた場合は、それぞれお互いの評価を受けたこととみなされます。

ただし、外部評価機関の評価を2年に1回とする取扱いについては、運営推進会議において評価を受けた場合を継続年数に算入しません。（北海道地域密着型サービス外部評価実施要綱第4第2項）

（運営推進会議を活用した外部評価のイメージ）

